

各種行事に対する後援に係る令和8年度からの取扱いについて

申請できる団体等

○後援名義の使用を申請をできるのは、次のいずれかに該当する団体等となります。

- (1) 国、地方公共団体、独立行政法人及び地方独立行政法人
- (2) 学校等の教育機関及びこれらの連合体
- (3) 公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人及びこれらに準ずる団体（宗教法人を除く。）
- (4) 新聞社、放送局等の報道機関
- (5) その他決裁責任者が認める者又は団体(※)

※行事の目的や実施方法等も踏まえて判断します

留意事項

- R8.4.1以降**に申請するものから適用となります。
- 承認基準に適合しないことや、後援名義の使用を承認された際に付された条件に違反した場合には、後援を取り消す場合があります。
- 後援名義を使用した行事について、実施結果の報告が適切に行われない場合、それ以降の行事への後援名義の使用は認められません。

承認基準

○原則として、次に掲げる**すべての**要件を満たす行事に対して、後援名義の使用を承認します。

- (1) 主催者の存在及び責任の所在が明確であり、かつ、行事を完遂する能力が十分であること。
- (2) 本県の政策に合致し、本県の地域振興、産業振興、文化振興その他県民生活の向上に寄与する公益性があること。
- (3) 宗教的又は政治的な目的を有しないこと。
- (4) 法令に違反しないこと。
- (5) 暴力行為、迷惑行為その他社会的な非難を受ける行為を伴うおそれがないこと。
- (6) 不特定多数の者を対象とすること。
- (7) 営利を目的としないこと（入場料、出展料、参加料等（以下「入場料等」という。）を徴収する場合は、入場料等が必要最小限の実費相当額であり、主催者の私的な利益を目的としない行事に限る。）。
- (8) 過去に県の後援の決定を受けた場合は、実施結果が報告され、適切に行事が行われたことが確認できること。
- (9) その他決裁責任者が不相当と認めることが無いこと。